

質問

会社の営業譲渡を利用した企業の再生方法があると聞きましたが、どのような方法でしょうか？

Q&A

企業再生への道



ルート法律事務所
高山智行弁護士
電話 06(631)
10065番

営業譲渡は会社の営業の一部、または全部を第三者に譲渡するという方法です。営業譲渡によって譲渡されるのは、営業用資産やのれんなどです。金融負債が譲受人に引き継がれることはあります。したがって、優良部門を従業員とともに第三者に移転させ、企業再生を図ることが可能となります。経営者については、譲渡先と事前に交渉を行い、譲渡先の従業員として雇用してもらうことも考えうるところです。

官公庁からの許認可についても、営業譲渡があると譲渡先には引き継がれないことがありますので、慎重な判断が必要です。

先に述べたとおり、営業譲渡後は全く新たな会社との取引ということになりますので、取引を繼續してもらえるかについても、慎重な判断が必要です。

営業譲渡の対象に事業活動に不可欠な不動産が含まれており、これに金融機関の抵当権が設定されているような場合、金融機関との間で交渉を行って営業譲渡代金からの返済額を確定させなければ、不動産の名義変更ができない。そのため、金融機関との合意が必要となります。

営業譲渡を行った場合、譲渡した会社そのものの自力再建は不可能となることが多いので、営業譲渡を行った上で、破産や民事再生の方法によって会社を清算するのが一般的であるといえます。

認可がある事業の場合、十分な検討が必要となります。

また、営業譲渡の価格が適正

手続きも、譲渡会社と譲受会社の各株主総会で足りることが多いため、いわゆるオーナー企業の多い中小企業では、煩雑ということはありません。他方、取引先や仕入れ先にとって、営業譲渡後は全く新たな会社との取引ということになりますので、取引を繼續してもらえるかについても、慎重な判断が必要です。

営業譲渡の対象に事業活動に不可欠な不動産が含まれており、これに金融機関の抵当権が設定されているような場合、金融機関との間で交渉を行って営業譲渡代金からの返済額を確定させなければ、不動産の名義変更ができない。そのため、金融機関との合意が必要となります。

営業譲渡を行った場合、譲渡した会社そのものの自力再建は不可能となることが多いので、営業譲渡を行った上で、破産や民事再生の方法によって会社を清算するのが一般的であるといえます。

営業譲渡を利用した再生方法